

## 地方創生応援！とっとりプレミアム商品券発行運営業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

地方創生応援！とっとりプレミアム商品券発行運営業務について、事業者に業務委託するにあたり、その事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定める。

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務名

地方創生応援！とっとりプレミアム商品券発行運営業務

#### (2) 委託業務の目的

消費拡大に加えて、県産品の購入を推進するため、県民や観光客が県内全域で利用できるプレミアム付き商品券を発行することにより、とっとり県産品の消費拡大と更なる観光客誘致を実現する。

#### (3) 業務の内容

別紙「地方創生応援！とっとりプレミアム商品券発行運営業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 委託期間

契約締結日から平成28年1月29日まで

#### (5) 契約上限額

479,740千円（消費税及び地方消費税を含み、プレミアム負担分400,000千円を含む）を上限とします。

### 3 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）に参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

#### (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成27年2月6日（金）から平成27年2月25日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

ウ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等に登録されている者であること。

なお、本件プロポーザルに参加を希望する者であって、当該業種区分に登録されていない者は、平成27年2月16日（月）までに競争入札参加資格審査申請（業種区分の変更申請を含む。）に関する書類を11の（2）の場所に提出すること。

エ 平成27年2月6日（金）から平成27年2月25日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月7日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 本業務と同種業務を受託又は自ら実施した実績を有する者であること。

カ 業務運営に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

キ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

#### (2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が（1）のア、イ、エ及びキの全てに該当すること。

- また、構成員の1以上の者が(1)のウ、オ及びカに該当すること。
- イ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
  - ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。
  - エ 各構成員が、本件プロポーザルにおいて他の企業体の構成員でないこと。
  - オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- (ア) 目的
  - (イ) 共同企業体の名称
  - (ウ) 構成員の名称及び所在地
  - (エ) 代表者の名称
  - (オ) 代表者の権限
  - (カ) 構成員の出資比率
  - (キ) 構成員の責任
  - (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
  - (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
  - (コ) 解散後のかし担保責任
  - (サ) 取引金融機関
  - (シ) その他必要な事項
- ※協定書の具体的な作成例については、別紙1を参考とすること。

#### 4 参加方法

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加表明書(様式第1-1号又は1-2号)及び参加資格確認書(様式第2-1号又は2-2号)並びに地方創生応援!とっとりプレミアム商品券発行運営業務委託企画提案書(様式第3号から様式第6号)に必要な書類を付して、それぞれの提出期限までに11の(1)の担当部署へ提出すること。

#### 5 交付資料等

##### (1) 交付資料

- ア 地方創生応援!とっとりプレミアム商品券発行運営業務公募型プロポーザル実施要領(本書)
- イ 地方創生応援!とっとりプレミアム商品券発行運営業務委託仕様書
- ウ 各種様式(様式第1-1号から様式第7号)

##### (2) 交付期間及び方法

平成27年2月6日(金)から平成27年2月25日(水)まで鳥取県商工政策課ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/243568.htm>)から入手すること。

ただし、これにより難しい者には、次の方法により交付する。

##### ア 交付期間

平成27年2月6日(金)から平成27年2月25日(水)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日(以下「休日等」という。)を除く。)午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県商工労働部商工政策課  
電話 0857-26-7890

#### 6 参加表明書の提出

##### (1) 提出方法

持参又は郵送によること。

なお、郵送による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者により同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）によること。

(2) 提出期限

平成27年2月17日（火）午後5時必着

持参の場合の受付は、提出期間中の日（休日等を除く。）の午前9時から午後5時までの間とする。

(3) 提出場所

11（1）に同じ。

(4) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書 様式第1-1号又は様式第1-2号

イ 公募型プロポーザル参加資格確認書 様式第2-1号又は様式第2-2号

※単独企業にあつては、様式第1-1号及び様式第2-1号を、共同企業体にあつては、様式第1-2号及び様式第2-2号を提出すること。

(5) 提出部数 各2部

## 7 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

本件プロポーザルの実施内容に質問がある場合は、質問書（様式第7号）に質問内容を記入し、電子メールにより11の（1）の担当部署へ提出すること。

なお、件名は「とっとりプレミアム商品券発行運営業務委託プロポーザルに関する質問（会社名）（質問日）」とする。（電話又は口頭による質問は受け付けない。）

(2) 質問の受付期限

平成27年2月12日（木）午後5時必着

(3) 回答

回答は、平成27年2月16日（月）までに鳥取県商工政策課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/243568.htm>）に掲載する。

## 8 提案書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送によること。

なお、郵送による場合は、書留郵便等によること。

(2) 提出期限

平成27年2月25日（水）午後5時必着

持参の場合の受付は、提出期間中の日（休日等を除く。）の午前9時から午後5時までの間とする。

(3) 提出場所

11（1）に同じ。

(4) 提出書類

ア 地方創生応援！とっとりプレミアム商品券発行運営業務委託企画提案書提出書 様式第3号

イ 企画提案書 様式第4号

ウ 会社概要及び業務実績 様式第5号

エ 見積書 様式第6号

(5) 提出部数 正本1部、副本5部

(6) その他

ア 用紙はA4縦版(A3版の折り込み可)とし、左綴じ各頁に通し番号を記載すること。

イ 使用する文字の大きさ、フォントは指定しない。

## 9 選定方法等

### (1) 選定方法

地方創生応援!とっとりプレミアム商品券発行運營業務委託業者選定審査会(以下「審査会」という。)が、8(4)の提出書類の内容(以下「提案内容」という。)を別添評価基準により審査する。その結果、最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても評価得点により順位付けを行い、複数の者が同点の場合は、見積額が安価な者から順位付けを行うものとする。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案内容について、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施日は、平成27年2月27日(金)を予定するが、時間等の詳細は別途通知する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは提案者からの説明15分、質疑応答15分程度を予定している。

### (3) 審査結果

審査結果は、審査終了後7日以内に書面により通知する。

非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日等を除く。)以内に書面により、説明を求められることができる。

なお、その回答は、その理由について説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

### (4) 留意事項

プレゼンテーション及びヒアリング並びに審査は、非公開で行う。

また、プレゼンテーション及びヒアリングに係る費用は提案者の負担とする。

## 10 注意事項

(1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 参加表明書や企画提案書が以下の条件の一に該当する場合は、本件プロポーザルへの参加を認めないこと又は契約の締結の無効若しくは取り消しを行うことがある。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 作成様式(書式)及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

カ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 提案に要する経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書や提案書は、返却しない。

(5) 提出されたすべての書類は、鳥取県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となることがある。

(6) 参加表明書や企画提案書の受理後の差し替え及び削除は、原則として認めない。

(7) 様式第6号の見積書は、本件プロポーザルのコストパフォーマンスを評価する上で提出を求めるものであり、正式な契約に際しては、別途見積合せを行う。

なお、見積合せの結果、予定価格の範囲内とならない場合、9(1)の選定順に見積合せを行い、

契約締結先を決定する。

(8) 本件プロポーザルについては、国の経済対策補正予算「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起・生活支援型）」の交付を受けて実施するものであり、当該交付金の交付決定（3月中旬予定）がなされない場合は、本件業務の事業は執行しないものとする。

(9) 受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除できる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次の掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(10) その他、定めのない事項については、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）、施行令及びその関係法令、並びに鳥取県個人情報保護条例（平成11年3月12日鳥取県条例第3号）、財務規程その他の鳥取県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

(11) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、書面で11（1）の担当部署に届け出ること。（様式は任意）

(12) 本業務の委託候補者の選定に係るスケジュール（予定）は次のとおり。

ア 平成27年2月6日（金）～平成27年2月25日（水） 実施要領等の交付期間

イ 平成27年2月12日（木） 質問受付期限

ウ 平成27年2月16日（月） 競争入札参加資格審査申請書類提出期限

エ 平成27年2月16日（月） 質問回答期限

オ 平成27年2月17日（火） 参加表明書の提出期限

カ 平成27年2月25日（水） 企画提案書の提出期限

キ 平成27年2月27日（金） プレゼンテーション及びヒアリング、審査会の実施

ク 平成27年3月上旬 最優秀提案者の選定

選定結果の通知

見積もり合わせ

契約締結

11 担当部署等

(1) 担当部署

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部商工政策課

電話 0857-26-7890

ファクシミリ 0857-26-8117

電子メール shoukou-seisaku@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査申請に係る書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

## 評価基準

それぞれの審査委員が下記の基準で採点し、審査員の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

審査員の持ち点の合計点の6割を基準点とし、基準点に満たない提案者は選外とする。

評価項目		評価内容	評価の視点	配点	
実績・能力	事業遂行能力	常設の事務局を設置するなど事業実施の体制が整っていること。	工程表、従業員の体制、緊急時の連絡体制	10	30
	スケジュール	業務実施が効率的で、適切なスケジュールであること。	速やかかつ効果的なスケジュールとなっているか。	10	
	事業実績	行政や企業での類似事業に関する事業実績があること。	類似業務（商品券事業・イベントキャンペーン事務局の運営管理）の実績	10	
提案評価	商品券	公平性が確保できる販売方法であること。	実施体制・方法（販売方法・利用方法）等の提案内容	10	70
		円滑かつ適切に換金できる方法であること。	換金方法、不正対応等の提案内容	10	
		不正防止のために十分な技術を有すること。	偽造防止技術・方法などの提案内容	10	
	広報	消費者や参加店舗への周知が効果的な方法であること。	事業実施時期に沿った、適切な広報活動が図られているか。利用者・参加店舗への周知・説明・相談等の対策が図られているか。	10	
		事業趣旨に沿った効果的な内容が盛り込まれていること。	県産品の購入促進・観光客の誘客等の事業趣旨に沿った創意工夫があるか。	10	
	効率性等	事務経費の効率的な執行など	見積額・経費の配分  ※契約上限額を超える見積もりは失格とする。	10	
再委託・物品調達にあたり、鳥取県産業振興条例（平成23年12月27日鳥取県条例第68条）の趣旨に基づき県内事業者への発注に努めること。		再委託・物品調達にあたって、県内企業への発注に努めているか。	10		
合計				100	